

議員提出議案第5号

杉並区議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和4年3月16日

提出者	杉並区議会議員	大 泉 やすまさ
	同	島 田 敏 光
	同	矢 口 やすゆき
	同	山 田 耕 平
	同	川原口 宏 之
	同	浅 井 くにお
	同	金 子 けんたろう
	同	新 城 せつこ
	同	奥 山 たえこ
	同	岩 田 いくま
	同	太 田 哲 二
	同	井 口 かづ子

杉並区議会議長 大和田 伸 様

杉並区議会会議規則の一部を改正する規則

杉並区議会会議規則（昭和31年9月25日議決）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、おおむね次のとおりとし」を削り、各号を削る。

第121条の見出し中「速記」を「記録」に改め、同条中「によつて速記する」を「その他議長が適当と認める方法によつて記録する」に改める。

第122条中「議事及び」を「議事並びに」に改め、「、会議録に」を「、」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

議事の記録方法に係る規定を改める等の必要がある。

杉並区議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

新 規 則	旧 規 則
<p>(会期)</p> <p>第3条 会期は_____、 毎会期の初めに議会の議決で定める。</p>	<p>(会期)</p> <p>第3条 会期は、<u>おおむね次のとおりとし、</u>毎会期の初めに議会の議決で定める。 <u>(1) 通常予算及び決算を審議する定例会は20日、その他の定例会は7日</u> <u>(2) 臨時会は5日</u></p>
<p>2 略</p> <p>(議事の記録)</p> <p>第121条 議事は、<u>速記法その他議長が適当と認める方法によつて記録する。</u></p> <p>(秘密会の議事等)</p> <p>第122条 会議録には、<u>秘密会の議事並びに議長が取り消させた発言及び会期中に議会の許可を得て取り消した発言は、_____記載しない。</u></p>	<p>2 略</p> <p>(議事の速記)</p> <p>第121条 議事は、<u>速記法によつて速記する</u>_____。</p> <p>(秘密会の議事等)</p> <p>第122条 会議録には、<u>秘密会の議事及び</u>議長が取り消させた発言及び会期中に議会の許可を得て取り消した発言は、<u>会議録に記載しない。</u></p>